

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第27号～議案第45号)

令和2年第1回(3月)川口市議会定例会

令和2年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 27号参考資料	川口市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1
議案第 28号参考資料	川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表	2
議案第 29号参考資料	川口市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	3
議案第 30号参考資料	川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表	4
議案第 31号参考資料	川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	5
議案第 32号参考資料	川口市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表	7
議案第 33号参考資料	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表	9
議案第 34号参考資料	川口市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	10
議案第 35号参考資料	川口市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	11
議案第 36号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	14
議案第 37号参考資料	川口市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例案新旧対照表	15
議案第 38号参考資料	川口市会計年度任用職員である学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例案新旧対照表	16
議案第 39号参考資料	川口市会計年度任用職員である学校職員の給与等に関する条例案新旧対照表	17

議案第	4 1 号参考資料	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1 8
議案第	4 2 号参考資料	川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2 2
議案第	4 3 号参考資料	川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3 2
議案第	4 4 号参考資料	川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3 7
議案第	4 5 号参考資料	川口市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	4 1

議案第 27号参考資料

川口市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市行政組織条例（平成10年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条に規定する部及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>市長室 } } } (略) 経済部 } 建設部</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 公園に関すること。</u></p> <p><u>(3) ・ (4)</u> (略)</p> <p>都市計画部</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 緑の保全及び緑化に関すること。</u></p> <p>都市整備部 (略)</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条に規定する部及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>市長室 } } } (略) 経済部 } 建設部</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) ・ (3)</u> (略)</p> <p>都市計画部</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 公園及び緑地に関すること。</u></p> <p><u>(5) 緑化に関すること。</u></p> <p>都市整備部 (略)</p>

議案第 28号参考資料

川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 （1）市長の事務部局の職員 <u>2,510人</u> （2）～（7）（略） （8）消防職員 <u>580人</u> （9）（略） 2・3 （略）</p>	<p>（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 （1）市長の事務部局の職員 <u>2,488人</u> （2）～（7）（略） （8）消防職員 <u>565人</u> （9）（略） 2・3 （略）</p>

議案第 29号参考資料

川口市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第19号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」とい</u> <u>う。</u>）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるも のとする。 （職員の服務の宣誓） 第2条 （略） <u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、</u> <u>前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____） _____）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるも のとする。 （職員の服務の宣誓） 第2条 （略）</p>

議案第 31号参考資料

川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、基本報酬（<u>その者について定められた勤務時間</u>（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに初任給調整手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当に相当する報酬並びに期末手当とする。</p> <p>（時間外勤務手当及びこれに相当する報酬）</p> <p>第9条 会計年度任用職員が、<u>正規の勤務時間</u> _____ 外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、一般職給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する報酬）を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、フルタイム会計年度任用職員にあっては第12条第3項において読み替えて準用する同条第1項に、パートタイム会計年度任用職員にあっては同条第3項において読み替えて準用する同条第2項に、それぞれ規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第12条 フルタイム会計年度任用職員の第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の額及び地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で<u>除して得た額</u>とする。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、基本報酬（<u>正規の勤務時間</u> _____ による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに初任給調整手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当に相当する報酬並びに期末手当とする。</p> <p>（時間外勤務手当及びこれに相当する報酬）</p> <p>第9条 会計年度任用職員が、<u>その者について定められた勤務時間</u>（以下「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、一般職給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する報酬）を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、フルタイム会計年度任用職員にあっては第12条第3項において読み替えて準用する同条第1項に、パートタイム会計年度任用職員にあっては同条第3項において読み替えて準用する同条第2項に、それぞれ規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第12条 フルタイム会計年度任用職員の第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の額及び地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で<u>除した</u> _____ 額とする。</p>

2 パートタイム会計年度任用職員の第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 基本報酬を月額で定める者 基本報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じて得た数で除して得た額

(2) 基本報酬を日額で定める者 基本報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) (略)

3 前2項の規定は、第9条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額について準用する。この場合において、第1項中「及び」とあるのは「、初任給調整手当の月額及び」と、「1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じて得た数」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員の任期における正規の勤務時間を合計した時間数（任期が1年に満たない者にあつては、これに相当するものとして市長が別に定める時間数。次項第1号において同じ。）」と、前項中「及び」とあるのは「、初任給調整手当に相当する報酬の額及び」と、「1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じて得た数」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員の任期における正規の勤務時間を合計した時間数」と読み替えるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 基本報酬を月額で定める者 基本報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じて得た数で除した____額

(2) 基本報酬を日額で定める者 基本報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除した____額

(3) (略)

3 前2項の規定は、第9条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額について準用する。この場合において、第1項中「及び」とあるのは「、初任給調整手当の月額及び」と、前項中「及び」とあるのは「、初任給調整手当に相当する報酬の額及び」と読み替えるものとする。

議案第 32号参考資料

川口市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市印鑑条例（昭和49年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録資格）</p> <p>第2条 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、<u>印鑑の登録を受けることができない。</u></p> <p><u>(1) 15歳未満の者</u></p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>（登録証等の紛失の届出）</p> <p>第9条 印鑑の登録を受けている者は、その登録に係る登録証又は<u>印章を紛失した</u>ときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による登録証又は<u>印章の紛失の届出があったとき。</u></p> <p>(2) ・(3) （略）</p> <p><u>(4) 意思能力を有しない者となったとき。</u></p> <p>(5) ・(6) （略）</p>	<p>（登録資格）</p> <p>第2条 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。<u>ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</u></p> <p>（登録証等の紛失の届出）</p> <p>第9条 印鑑の登録を受けている者は、その登録に係る登録証又は<u>印鑑を紛失した</u>ときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による登録証又は<u>印鑑の紛失の届出があったとき。</u></p> <p>(2) ・(3) （略）</p> <p><u>(4) 後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p>(5) ・(6) （略）</p>

(調査)

第19条 市長は、印鑑の登録又は証明に関する事務に従事する職員をして、印鑑の登録又は証明の確実性を確保するため必要な範囲内において、関係人に対し質問をさせ、又はその登録に係る印章若しくは関係書類の提示を求めさせることができる。

(調査)

第19条 市長は、印鑑の登録又は証明に関する事務に従事する職員をして、印鑑の登録又は証明の確実性を確保するため必要な範囲内において、関係人に対し質問をさせ、又は登録している印鑑 若しくは関係書類の提示を求めさせることができる。

議案第 33号参考資料

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（毒物及び劇物取締法に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第13条 毒物及び劇物取締法（以下この条において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に登録等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第4条第2項</u>の規定に基づく毒物劇物販売業登録申請手数料 1件につき 15,400円</p> <p>(2) <u>法第4条第3項</u>の規定に基づく毒物劇物販売業登録更新申請手数料 同 6,800円</p> <p>(3) ・(4) (略)</p> <p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第17条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この条において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第14条第13項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 同 130円</p> <p>(9) ～(22) (略)</p>	<p>（毒物及び劇物取締法に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第13条 毒物及び劇物取締法（以下この条において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に登録等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第4条第3項</u>の規定に基づく毒物劇物販売業登録申請手数料 1件につき 15,400円</p> <p>(2) <u>法第4条第4項</u>の規定に基づく毒物劇物販売業登録更新申請手数料 同 6,800円</p> <p>(3) ・(4) (略)</p> <p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務の手数料の額等）</p> <p>第17条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この条において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第14条第9項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 同 130円</p> <p>(9) ～(22) (略)</p>

議案第 34号参考資料

川口市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市動物の愛護及び管理に関する条例（平成30年条例第48号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（動物愛護管理員）</u> <u>第13条 市は、法第37条の3第1項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、同項に規定する動物愛護管理担当職員として動物愛護管理員を置く。</u> 第14条・第15条 （略）</p>	<p>第13条・第14条 （略）</p>

議案第 35号参考資料

川口市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等を定める条例（平成29年条例第77号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u> </u>及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項の規定に基づき、<u>食品衛生検査施設の設備及び職員の配置 </u>の基準等を定めるものとする。</p>	<p>川口市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>第50条第2項</u>及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項の規定に基づき、<u>営業の施設の内外における公衆衛生上講ずべき措置の基準</u>等を定めるものとする。</p> <p><u>(公衆衛生上講ずべき措置の基準)</u></p> <p>第4条 <u>法第50条第2項の規定により条例で定める公衆衛生上講ずべき措置の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める別表のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合 別表第1</u></p> <p><u>(2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合 別表第2</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、別表第3の左欄に掲げる営業を営む場合の公衆衛生上講ずべき措置の基準は、同欄に掲げる営業種別の区分に応じ、同表の右欄に定める基準のとおりとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、法第52条第3項の規定による条件として、規則で定める食品のみを製造し、調理し、又は販売することを付された営業者の場合の公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第4のとおりとする。</u></p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、自動販売機を利用して行う営業の場合の公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第5のとおりとする。</u></p>

第4条～第6条 (略)

(食品衛生責任者の届出)

第7条 次に掲げる者は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第17第1号に規定する食品衛生責任者

_____を新たに定めたとき又は変更したときは、速やかに、当該食品衛生責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(1) 許可営業を営む者

(2) 第4条第1項の規定による届出をした者

(3) (略)

第8条 (略)

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に食品衛生法施行条例(平成12年埼玉県条例第22号。以下「県条例」という。)第5条第1項の規定による届出をした者であつて、施行日以後引き続き当該届出に係る営業を行っているものは、第4条第1項の規定による届出をした者とみなす。

3 施行日前に県条例第7条第1項の規定による届出をした者であつて、施行日以後引き続き当該届出に係る食品の供与を行っているものは、第6条第1項の規定による届出をした者とみなす。

第5条～第7条 (略)

(食品衛生責任者の届出)

第8条 次に掲げる者は、食品衛生責任者(営業者、給食施設の設置者又は営業の施設若しくは部門若しくは給食施設において従事する者のうち、食品衛生に関する責任者であるものをいう。以下同じ。)を新たに定めたとき又は変更したときは、速やかに、当該食品衛生責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(1) 許可営業を営む者(法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。)

(2) 第5条第1項の規定による届出をした者

(3) (略)

第9条 (略)

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に食品衛生法施行条例(平成12年埼玉県条例第22号。以下「県条例」という。)第5条第1項の規定による届出をした者であつて、施行日以後引き続き当該届出に係る営業を行っているものは、第5条第1項の規定による届出をした者とみなす。

3 施行日前に県条例第7条第1項の規定による届出をした者であつて、施行日以後引き続き当該届出に係る食品の供与を行っているものは、第7条第1項の規定による届出をした者とみなす。

別表第1(第4条関係)

(略)

別表第2(第4条関係)

(略)

別表第3(第4条関係)

(略)

別表第4(第4条関係)

(略)

別表第5（第4条関係）

（略）

議案第 36号参考資料

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>610,000円</u>とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（税額の減額）</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には、<u>610,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>580,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>580,000円</u>とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（税額の減額）</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>580,000円</u>を超える場合には、<u>580,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p>

議案第 37号参考資料

川口市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市浄化槽保守点検業者登録条例（平成29年条例第95号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p><u>(8) 第10条の2の規定に違反する者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（営業所の設置等）</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、<u> </u>浄化槽管理士のうちから、浄化槽の清掃を行う者との連絡等の業務を担当させる責任者を選任しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>（浄化槽管理士に対する研修）</u></p> <p><u>第10条の2 浄化槽保守点検業者は、第3条第2項に規定する有効期間が満了するまでの間に1回以上、規則で定める研修を浄化槽管理士に受けさせ、及び浄化槽保守点検業者（浄化槽管理士の資格を有する者に限る。）自ら受けなければならない。ただし、当該研修を受けさせ、及び自ら受けないことにつき相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（営業所の設置等）</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、<u>前項</u>の浄化槽管理士のうちから、浄化槽の清掃を行う者との連絡等の業務を担当させる責任者を選任しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第 38号参考資料

川口市会計年度任用職員である学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例案新旧対照表

○ 川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和47年条例第15号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条（略） 2 この条例において「学校職員」とは、校長、園長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、<u>実習助手及び事務職員であって、市長が別に定める職員以外のものをいう。</u></p> <p><u>（会計年度任用職員である学校職員の勤務時間等）</u> 第5条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である学校職員の勤務時間等については、<u>前2条の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に条例で定める。</u></p>	<p>（定義） 第2条（略） 2 この条例において「学校職員」とは、校長、園長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師<u>及び実習助手並びに事務職員（市長が別に定める職員を除く。）</u>をいう。</p>

議案第 39号参考資料

川口市会計年度任用職員である学校職員の給与等に関する条例案新旧対照表

○ 川口市学校職員の給与等に関する条例（昭和44年条例第16号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条（略） 2 この条例において「学校職員」とは、校長、園長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、<u>実習助手及び事務職員であって、市長が別に定める職員以外のもの</u>をいう。</p> <p><u>（会計年度任用職員である学校職員の給与等）</u> 第6条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である学校職員の給与等については、前3条の規定にかかわらず、別に条例で定める。</p>	<p>（定義） 第2条（略） 2 この条例において「学校職員」とは、校長、園長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師<u>及び実習助手並びに事務職員（市長が別に定める職員を除く。以下同じ。）</u>をいう。</p>

議案第 41号参考資料

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1）法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていないもの（認定申請に係る低炭素建築物新築等計画の建築物の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条、<u>次条、別表第4の2</u>、別表第6及び別表第7において「省令」という。）第1条第1項第1号口の設計一次エネルギー消費量（算出にあたり同号口に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物に当該低炭素建築物新築等計画に係る建築物の用途と同一の用途のものを用いたもの。以下この条において同じ。）が、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この条において「誘導基準」という。）に適合する場合に限る。） 1件につき 別表第4（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額（1の建築物がイ及びウに該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄及び</p>	<p>（都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1）法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていないもの（認定申請に係る低炭素建築物新築等計画の建築物の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条、<u>別表第4の2、別表第4の3</u>、別表第6及び別表第7において「省令」という。）第1条第1項第1号口の設計一次エネルギー消費量（算出にあたり同号口に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物に当該低炭素建築物新築等計画に係る建築物の用途と同一の用途のものを用いたもの。以下この条において同じ。）が、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この条において「誘導基準」という。）に適合する場合に限る。） 1件につき 別表第4（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額（1の建築物がイ及びウに該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄及び</p>

(ウ) の欄に定める額を合算した額)

(2) ～(4) (略)

2 前項第1号及び第3号に規定する床面積の合計は、当該申請に係る部分が属する1の建築物の延べ面積（住宅用途を含む建築物にあっては住戸部分の床面積を、誘導基準Iの第2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては共用部分の床面積を除く。）とする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等)

第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第12条第1項若しくは第2項又は法第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

ア 適合性判定に係る建築物が省令第1条第1項各号に定める基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）が添付されていないもの

(ア) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2(ア)の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額

(イ) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2(ア)の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 適合証が添付されているもの

(ア) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の3(ア)の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額

(イ) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の3(ア)の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(ウ) の欄に定める額を合算した額)

(2) ～(4) (略)

2 前項第1号及び第3号に規定する床面積の合計は、当該申請に係る部分が属する1の建築物の延べ面積（住宅用途を含む建築物にあっては、住戸部分

の床面積を除く。）とする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等)

第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第12条第1項若しくは第2項又は法第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

ア 法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2(ア)の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額

イ 法第12条第2項又は法13条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2(ア)の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表(イ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料

ア 適合証が添付されていないもの 1件につき 別表第4の2（ア）の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 適合証が添付されているもの 1件につき 別表第4の3（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) ～(7) (略)

2 前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に規定する床面積の合計は、住宅用途を含む建築物の住宅部分の手数料の額の算定にあつては当該申請に係る住宅部分の床面積の合計（同項第3号、第5号及び第7号に規定する床面積の合計にあつては、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を除く。）と、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の手数料の額の算定にあつては当該申請に係る非住宅部分の床面積の合計（前項第1号及び第2号に規定する床面積の合計にあつては、市長が別に定める部分を除く。）とする。

別表第4の3（第7条関係）

(略)

別表第7（第7条関係）

(ア)			(イ)
省令の基準	建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
(略)			

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料 1件につき 別表第4の3（ア）の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額

(3) ～(7) (略)

2 前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に規定する床面積の合計は、住宅用途を含む建築物の住宅部分の手数料の額の算定にあつては当該申請に係る住宅部分の床面積の合計

と、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の手数料の額の算定にあつては当該申請に係る非住宅部分の床面積の合計（前項第1号及び第2号に規定する床面積の合計にあつては、市長が別に定める部分を除く。）とする。

別表第4の3（第7条関係）

(略)

別表第7（第7条関係）

(ア)			(イ)
省令の基準	建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
(略)			

省令第1条第
1項第2号イ
(2)及びロ(2)
)又は同号イ
(3)及びロ(3)
)に定める基
準に適合する
場合

(略)

(略)

省令第1条第
1項第2号イ
(2)及びロ(2)
) _____
_____に定める基
準に適合する
場合

(略)

(略)

○ 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行規程（平成元年条例第13号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基準地積の更正等）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に<u>按分した</u>地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<u>按分した</u>地積とすることができる。</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10（略）</p>	<p>（基準地積の更正等）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に<u>あん分した</u>地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<u>あん分した</u>地積とすることができる。</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年6パーセント _____とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10（略）</p>

○ 川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程（平成6年条例第21号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基準地積の更正等）</p> <p>第18条 施行者は、次項から第5項までに規定するものを除き、施行区域内の適当と認める区域について実測した地積とその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合には、実測した地積をその区域内の宅地各筆の基準地積に<u>按分して</u>、宅地各筆の基準地積を更正することができる。ただし、基準日前に地積更正を行った筆及びその地積更正に関連した筆については、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に<u>按分した</u>地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<u>按分した</u>地積とすることができる。</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10 （略）</p>	<p>（基準地積の更正等）</p> <p>第18条 施行者は、次項から第5項までに規定するものを除き、施行区域内の適当と認める区域について実測した地積とその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合には、実測した地積をその区域内の宅地各筆の基準地積に<u>あん分して</u>、宅地各筆の基準地積を更正することができる。ただし、基準日前に地積更正を行った筆及びその地積更正に関連した筆については、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に<u>あん分した</u>地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<u>あん分した</u>地積とすることができる。</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>年6パーセント</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10 （略）</p>

○ 川口都市計画事業芝東第3土地区画整理事業施行規程（平成7年条例第15号）（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基準地積の更正等）</p> <p>第18条 施行者は、次項から第5項までに規定するものを除き、施行区域内の適当と認める区域について実測した地積とその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合には、実測した地積をその区域内の宅地各筆の基準地積に<u>按分して</u>、宅地各筆の基準地積を更正することができる。ただし、基準日前に地積更正を行った筆及びその地積更正に関連した筆については、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に<u>按分した</u>地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<u>按分した</u>地積とすることができる。</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10 （略）</p>	<p>（基準地積の更正等）</p> <p>第18条 施行者は、次項から第5項までに規定するものを除き、施行区域内の適当と認める区域について実測した地積とその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合には、実測した地積をその区域内の宅地各筆の基準地積に<u>あん分して</u>、宅地各筆の基準地積を更正することができる。ただし、基準日前に地積更正を行った筆及びその地積更正に関連した筆については、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に<u>あん分した</u>地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<u>あん分した</u>地積とすることができる。</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>年6パーセント</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（基準地積の更正等）</p> <p>第18条 施行者は、次項から第5項までに規定するものを除き、施行区域内の適当と認める区域について実測した地積とその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合には、実測した地積をその区域内の宅地各筆の基準地積に<u>按分して</u>、宅地各筆の基準地積を更正することができる。ただし、基準日前に地積更正を行った筆及びその地積更正に関連した筆については、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に<u>按分した</u>地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<u>按分した</u>地積とすることができる。</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10 （略）</p>	<p>（基準地積の更正等）</p> <p>第18条 施行者は、次項から第5項までに規定するものを除き、施行区域内の適当と認める区域について実測した地積とその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積との間に差異がある場合には、実測した地積をその区域内の宅地各筆の基準地積に<u>あん分して</u>、宅地各筆の基準地積を更正することができる。ただし、基準日前に地積更正を行った筆及びその地積更正に関連した筆については、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 基準日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に<u>あん分した</u>地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<u>あん分した</u>地積とすることができる。</p> <p>（清算金の分割徴収又は分割交付）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年6パーセント _____ とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（予備委員） 第11条（略） 2・3（略） 4 前項の規定により予備委員を定めた場合においては、予備委員となった者にその旨を通知するとともに、<u>土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）</u>第35条第5項の公告と併せて予備委員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに委員に補充すべき順位を公告するものとする。 5～7（略）</p> <p>（基準地積の更正等） 第16条（略） 2～4（略） 5 市長は、道路に囲まれた区域その他適当と認める区域について実測した地積がその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積を超える場合は、その超える地積を、当該区域内の宅地各筆の基準地積（前条又は前3項の規定による実測の結果定まった基準地積及び登記所において地積測量図により実測地積が確認される宅地の基準地積を除く。）に<u>按分して</u>加えることにより、その基準地積を更正しなければならない。 6 基準日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地各筆の登記された地積に<u>按分した</u>地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<u>按分した</u>地積とすることができる。</p>	<p>（予備委員） 第11条（略） 2・3（略） 4 前項の規定により予備委員を定めた場合においては、予備委員となった者にその旨を通知するとともに、<u>令</u> <u>第35条第5項の公告と併せて予備委員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに委員に補充すべき順位を公告するものとする。</u> 5～7（略）</p> <p>（基準地積の更正等） 第16条（略） 2～4（略） 5 市長は、道路に囲まれた区域その他適当と認める区域について実測した地積がその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積を超える場合は、その超える地積を、当該区域内の宅地各筆の基準地積（前条又は前3項の規定による実測の結果定まった基準地積及び登記所において地積測量図により実測地積が確認される宅地の基準地積を除く。）に<u>あん分して</u>加えることにより、その基準地積を更正しなければならない。 6 基準日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地各筆の登記された地積に<u>あん分した</u>地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で<u>あん分した</u>地積とすることができる。</p>

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第17条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、その登記してある地積（以下「登記地積」という。）又は法第85条第1項の規定による申告地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積とする。以下「申告地積」という。）とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、市長がその宅地の基準地積に符号するように按分その他適当と認める方法により定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第24条 (略)

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

3～10 (略)

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第27条 令

第55条の2において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧についての公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

2 (略)

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第17条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、その登記してある地積（以下「登記地積」という。）又は法第85条第1項の規定による申告地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積とする。以下「申告地積」という。）とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、市長がその宅地の基準地積に符号するようにあん分その他適当と認める方法により定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第24条 (略)

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

3～10 (略)

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第27条 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。

）第55条の2において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧についての公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

2 (略)

議案第 43号参考資料

川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第47号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 次の(ア) から(エ) までのいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p>(ア) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のaからcまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれaからcまでに掲げる程度であるものがある場合</p> <p>a 身体障害 <u>前号イ(ア)</u> に規定する程度</p> <p>b・c (略)</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（入居予定者の選定の特例）</p> <p>第11条 市長は、入居させるべき公営住宅の戸数のうちその都度定める戸数について、第9条の規定により抽選により入居予定者の選定をする<u>とき</u>、又は前条の規定により入居補欠者を定めるときは、次の各号のいずれかに該当する者には、その該当する状況に応じ、優先的な取扱いをすることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 次の(ア) から(エ) までのいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p>(ア) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のaからcまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれaからcまでに掲げる程度であるものがある場合</p> <p>a 身体障害 <u>前号イの(ア)</u> に規定する程度</p> <p>b・c (略)</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（入居予定者の選定の特例）</p> <p>第11条 市長は、入居させるべき公営住宅の戸数のうちその都度定める戸数について、第9条の規定により抽選により入居予定者の選定をする<u>とき又は</u>前条の規定により入居補欠者を定めるときは、次の各号のいずれかに該当する者には、その該当する状況に応じ、優先的な取扱いをすることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

(入居手続等)

第13条 第8条第1項の承認を受けた者(以下「入居決定者」という。)は、当該承認を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 規則で定めるところにより請書を提出すること。

(2) (略)

2～5 (略)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃(第31条第1項及び第34条第1項の規定による家賃を含む。以下この条、次条_____、第40条、第42条、第63条及び附則第3項において同じ。)の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(4) (略)

(敷金)

第21条 (略)

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が公営住宅を明け渡した後、本人の請求によりこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。

4 (略)

(入居手続等)

第13条 第8条第1項の承認を受けた者(以下「入居決定者」という。)は、当該承認を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人が連署した請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の署名を必要としない。

(2) (略)

2～5 (略)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃(第31条第1項及び第34条第1項の規定による家賃を含む。以下この条、次条、第21条第2項、第40条、第42条、第63条及び附則第3項において同じ。)の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(4) (略)

(敷金)

第21条 (略)

2 前項に規定する敷金は、入居者が公営住宅を明け渡した後、本人の請求によりこれを還付する。ただし、未納の家賃_____又は損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。

3 (略)

(修繕費用の負担)

第23条 公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（入居者が負担するものとして市長が別に定めるものを除く。）は、市の負担とする。

2 (略)

3 入居者の責めに帰すべき事由によって公営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第1項の規定により市が負担することとされるもの以外の公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(使用許可の取消し)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用許可を取り消し、使用者に対してその明渡しを請求することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。

(4)～(7) (略)

2 (略)

(公営住宅の規定の準用)

第54条 次条から第57条までに定めるもののほか、第8条、第12条第1項、第13条から第15条まで、第17条から第22条まで、第23条（第2項を除く。）、第24条から第30条まで、第35条、第37条、第41条、第42条（第1項第6号、第5項及び第6項を除く。）及び第43条の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(修繕費用の負担)

第23条 公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 (略)

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる _____ 修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第1項に規定する _____ もの以外の公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(使用許可の取消し)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用許可を取り消し、使用者に対してその明渡しを請求することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。

(4)～(7) (略)

2 (略)

(公営住宅の規定の準用)

第54条 次条から第57条までに定めるもののほか、第8条、第12条第1項、第13条から第15条まで、第17条から第22条まで、第23条（第2項を除く。）、第24条から第30条まで、第35条、第37条、第41条、第42条（第1項第6号、第5項及び第6項を除く。）及び第43条の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第13条第1項第2号	(略)	
第17条第2項	第37条第1項	第54条において準用する第37条第1項
第18条	家賃（第31条第1項及び第34条第1項の規定による家賃を含む。以下この条、次条____、第40条、第42条、第63条及び附則第3項において同じ。）	第56条の規定による家賃（第57条の規定による家賃を含む。以下この条、第54条において準用する次条____及び第42条並びに第63条において同じ。）
(略)		

(公営住宅及び駐車場の規定の準用)

第58条 第4条、第5条（第3号及び第4号を除く。）、第6条第1項（第2号イを除く。）及び第2項、第8条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第22条まで、第23条（第2項を除く。）、第24条から第30条まで、第32条、第33条、第34条（第1項を除く。）、第37条、第41条、第42条（第1項第6号、第5項及び第6項を除く。）、第43条並びに第48条から第53条までの規定は、市単独住宅及びその駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「市単独住宅」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第13条第1項第2号	(略)	
第18条	家賃（第31条第1項及び第34条第1項の規定による家賃を含む。以下この条、次条、 <u>第21条第2項</u> 、第40条、第42条、第63条及び附則第3項において同じ。）	第56条の規定による家賃（第57条の規定による家賃を含む。以下この条、第54条において準用する次条、 <u>第21条第2項</u> 、第42条及び第63条において同じ。）
(略)		

(公営住宅及び駐車場の規定の準用)

第58条 第4条、第5条（第3号及び第4号を除く。）、第6条第1項（第2号イを除く。）及び第2項、第8条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第22条まで、第23条（第2項を除く。）、第24条から第30条まで、第32条、第33条、第34条（第1項を除く。）、第37条、第41条、第42条（第1項第6号、第5項及び第6項を除く。）、第43条並びに第48条から第53条までの規定は、市単独住宅及びその駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「市単独住宅」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

第11条	第9条	第58条において準用する第9条
	前条	第58条において準用する前条
(略)		
第16条第1項	(略)	
第17条第2項	第37条第1項	第58条において準用する第37条第1項
第18条	家賃（第31条第1項及び第34条第1項の規定による家賃を含む。以下この条、次条 <u> </u> 、第40条、第42条、第63条及び附則第3項において同じ。）	(略)
(略)		

第11条	前2条	第58条において準用する前2条
	(略)	
第16条第1項	(略)	
第18条	家賃（第31条第1項及び第34条第1項の規定による家賃を含む。以下この条、次条、 <u>第21条第2項</u> 、第40条、第42条、第63条及び附則第3項において同じ。）	(略)
(略)		

を乗じて得た額又はメーターの口径に対応する同表に規定する額のいずれか高い方の額_____を加入金として管理者に納付しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、共同住宅の給水装置の新設の申込みをしようとする者は、88,000円に当該共同住宅の戸数を乗じて得た額又はメーターの口径に対応する第1項の表に規定する額のいずれか高い方の額_____を加入金として管理者に納付しなければならない。

(給水装置の改造等に係る加入金)

第7条の3 給水装置の改造(メーター(各戸メーターを含む。))の増径に伴うものに限る。以下この項において同じ。)の申込みをしようとする者は、改造後のメーターの口径に対応する前条第1項の表に規定する額と改造前のメーターの口径に対応する同表に規定する額との差額に相当する額_____を加入金として管理者に納付しなければならない。

- 2 中高層集合住宅等の各戸メーターの数の増加の申込みをしようとする者は、増加する各戸メーターの口径を前条第1項の表の左欄に掲げるメーターの口径とみなして、その口径に対応する同表の右欄に掲げる額に当該各戸メーターの増加個数を乗じて得た額_____を加入金として管理者に納付しなければならない。

- 3 共同住宅の給水装置の増設(当該共同住宅の戸数の増加に伴うものに限る。)の申込みをしようとする者は、88,000円に当該共同住宅の増加戸数を乗じて得た額_____を加入金として管理者に納付しなければならない。

- 4 (略)

(料金)

第22条 次項及び第3項に定めるものを除くほか、水道料金は、1月につき次の表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金の合計額_____とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

を乗じて得た額又はメーターの口径に対応する同表に規定する額のいずれか高い方の額に100分の110を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、共同住宅の給水装置の新設の申込みをしようとする者は、80,000円に当該共同住宅の戸数を乗じて得た額又はメーターの口径に対応する第1項の表に規定する額のいずれか高い方の額に100分の110を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。

(給水装置の改造等に係る加入金)

第7条の3 給水装置の改造(メーター(各戸メーターを含む。))の増径に伴うものに限る。以下この項において同じ。)の申込みをしようとする者は、改造後のメーターの口径に対応する前条第1項の表に規定する額と改造前のメーターの口径に対応する同表に規定する額との差額に相当する額に100分の110を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。

- 2 中高層集合住宅等の各戸メーターの数の増加の申込みをしようとする者は、増加する各戸メーターの口径を前条第1項の表の左欄に掲げるメーターの口径とみなして、その口径に対応する同表の右欄に掲げる額に当該各戸メーターの増加個数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。

- 3 共同住宅の給水装置の増設(当該共同住宅の戸数の増加に伴うものに限る。)の申込みをしようとする者は、80,000円に当該共同住宅の増加戸数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。

- 4 (略)

(料金)

第22条 次項及び第3項に定めるものを除くほか、水道料金は、1月につき次の表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(略)

2 公衆浴場用（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するものをいう。）に水道を使用する場合の水道料金は、1月につき次の表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）	
料金	基本水量	使用水量	料金
8,668円	100立法メートルまで	100立方メートルを超え 200立法メートルまでの分	140円 80銭
		200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	157円 30銭
		500立方メートルを超える分	171円 60銭

3 特別給水（上下水道局構内において直接給水するものをいう。）する場合の水道料金は、1立方メートルにつき330円により算定した額とする。

4 管理者は、共同住宅の水道料金について、使用者等から申請があったときは、当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、それぞれに第1項の水道料金表を適用して算定した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額とすることができる。

（特別な場合における水道料金の算定）

第25条 第22条の規定にかかわらず、定例日から次の定例日までの中途におい

(略)

2 公衆浴場用（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するものをいう。）に水道を使用する場合の水道料金は、1月につき次の表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）	
料金	基本水量	使用水量	料金
6,300円	100立法メートルまで	100立方メートルを超え 200立法メートルまでの分	103円
		200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	115円
		500立方メートルを超える分	126円

3 特別給水（上下水道局構内において直接給水するものをいう。）する場合の水道料金は、1立方メートルにつき242円により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 管理者は、共同住宅の水道料金について、使用者等から申請があったときは、当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、それぞれに第1項の水道料金表を適用して算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額とすることができる。

（特別な場合における水道料金の算定）

第25条 第22条の規定にかかわらず、定例日から次の定例日までの中途におい

て水道の使用を開始し、又は中止したときの水道料金は、次に定めるところにより算定した額_____とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(料金の軽減又は免除)

第29条 (略)

2 管理者は、使用者等が口座振替の方法により水道料金を納付するときは、その者の水道料金から55円を超えない範囲内で管理者が定める額を減額することができる。ただし、使用者等の責めに帰すべき事由により、水道料金が管理者の指定する期限（以下「指定期限」という。）内に納付されなかったときは、この限りでない。

附 則

1～6 (略)

7 編入日前に編入前の鳩ヶ谷市条例の規定により給水の承認を受けた者であって、編入日以後に給水装置の改造をしようとするものが第7条の3第1項の規定により納付する加入金の額は、同項の規定により算定した差額に相当する額が、改造後のメーターの口径に対応する第7条の2第1項の表に規定する加入金の額から改造前のメーターの口径に対応する編入前の鳩ヶ谷市条例別表第2に規定する加入分担金の額に100分の110を乗じて得た額を控除した額（以下この項において「調整差額」という。）を超えるときは、当分の間、調整差額_____とする。

8～10 (略)

て水道の使用を開始し、又は中止したときの水道料金は、次に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(料金の軽減又は免除)

第29条 (略)

附 則

1～6 (略)

7 編入日前に編入前の鳩ヶ谷市条例の規定により給水の承認を受けた者であって、編入日以後に給水装置の改造をしようとするものが第7条の3第1項の規定により納付する加入金の額は、同項の規定により算定した差額に相当する額が、改造後のメーターの口径に対応する第7条の2第1項の表に規定する加入金の額から改造前のメーターの口径に対応する編入前の鳩ヶ谷市条例別表第2に規定する加入分担金の額_____を控除した額（以下この項において「調整差額」という。）を超えるときは、当分の間、調整差額に100分の110を乗じて得た額とする。

8～10 (略)

議案第 45号参考資料

川口市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市下水道条例（昭和47年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
（使用料） 第11条（略） 2 使用料は、次の表に掲げる区分により算定した額の合計額_____とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。					（使用料） 第11条（略） 2 使用料は、次の表に掲げる区分により算定した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				
種別	使用料（1月につき）				種別	使用料（1月につき）			
	基本料金		超過料金			基本料金		超過料金	
	排除量	金額	排除量	金額（1立法メートルにつき）		排除量	金額	排除量	金額（1立法メートルにつき）
一般汚水	10立方メートルまで	<u>975円70銭</u>	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	<u>102円30銭</u>	一般汚水	10立方メートルまで	<u>887円</u>	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	<u>93円</u>
			20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	<u>123円20銭</u>				20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	<u>112円</u>
			50立法メートルを超え 100立方メートルまでの分	<u>144円10銭</u>				50立法メートルを超え 100立方メートルまでの分	<u>131円</u>
			100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	<u>163円90銭</u>				100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	<u>149円</u>
			200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	<u>184円80銭</u>				200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	<u>168円</u>
			500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	<u>206円80銭</u>				500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	<u>188円</u>

		1,000立方メートルを超え 2,500立方メートルまでの分	<u>228円80銭</u>
		2,500立法メートルを超える分	<u>253円</u>
公衆浴場汚水 (物価統制令 (昭和21年 勅令第118 号)第4条の 規定に基づき 埼玉県知事が 指定する入浴 料金の統制額 の適用を受け る公衆浴場か ら排出される 汚水をいう。)	1立方メートルにつき		<u>31円90銭</u>

3 (略)

		1,000立方メートルを超え 2,500立方メートルまでの分	<u>208円</u>
		2,500立法メートルを超える分	<u>230円</u>
公衆浴場汚水 (物価統制令 (昭和21年 勅令第118 号)第4条の 規定に基づき 埼玉県知事が 指定する入浴 料金の統制額 の適用を受け る公衆浴場か ら排出される 汚水をいう。)	1立方メートルにつき		<u>29円</u>

3 (略)